

平成28年労第267号 併合
平成28年労第268号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による遺族給付及び葬祭給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C店（以下「事業場」という。）において店長として勤務していた。

請求人によれば、被災者は、平成〇年〇月〇日、出勤のため自宅から徒歩でD鉄道E駅（以下「E駅」という。）に着いたが、いつも乗る電車に乗り遅れたことから、自宅に引き返すため、F鉄道の線路を渡ろうとしたところ、列車にはねられ（以下「本件事故」という。）、死亡したという。死体検案書によると、直接死因「重症頭部外傷」、直接には死因に関係しないが、直接死因の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等「多発肋骨骨折、両側血気胸、多発脊椎骨折、骨盤骨折」とされている。

請求人は、被災者の死亡は通勤によるものであるとして、監督署長に遺族給付及び葬祭給付を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は通勤によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）にそれぞれ審査請求をしたが、審査官は、併合して審理する必

要があると認め、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号。以下「労審法」という。）第14条の2の規定により、これらを併合して審理し、平成〇年〇月〇日付けでこれらを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、それぞれ再審査請求に及んだものである。

なお、当審査会は、これらの再審査請求について、併合して審理を行う必要があると認め、労審法第50条において準用する同法第14条の2の規定により、これらを併合したものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が通勤によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労災保険法第7条第1項において、「通勤災害」とは「労働者の通勤による負傷、疾病、傷害又は死亡」とされ、同条第2項において、「通勤」とは、労働者が、就業に関し、住居と就業の場所との間を、合理的な経路及び方法により往復することとされており、同条第3項において、労働者が、前項の往復の経路を逸脱し、又は同項の往復を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項の往復は、同条第1項の「通勤」としないとされている。また、厚生労働省労働基準局長が、昭和48年11月22日付け基発第644号及びその後の改正通達により、「通勤による」とは通勤と相当因果関係のあること、つまり、通勤に通常伴う危険が具体化したことをいい、「合理的経路及び方法」とは当該移動の場合に、一般に労働者が用いるものと認められる経路及び手段等をいうものとしているので、以下、これらの通達等に基づいて検討する。

- (2) 被災者は、本件事故の当日、住居から事業場に出勤するために、徒歩でE駅に到着したが、その後、被災者は、電車に乗ることなく、遮断機が降りて警報器が鳴る踏切内に進行し、F鉄道の列車にはねられ死亡したことが認められる。
- (3) 被災者の通勤経路は、通常、自宅から徒歩でE駅に向かい、E駅からD鉄道乗車し、D鉄道G駅（以下「G駅」という。）で降車し、徒歩で事業場に到着するもので、通勤の所要時間は〇分程度であったと認められる。なお、事業場の開店時刻は、午前〇時であり、被災者は午前〇時〇分から勤務していたものと認められる。
- (4) 被災者の出勤状況について、Hは、「店長が来られなくても、スタッフ用の鍵で店は開けられるようになっていきます。（中略）被災者は、いつも〇時〇分ぎりぎりぐらいで、たまに〇分直前でタイムカードをぎりぎりに押せたり、過ぎたりしていました。時々、開店直前になることもありました。そういう時には、お店に電話があり、遅れるから先に上がっておいてほしい等の指示があったことがありました。事故当日はあまりに店長が来ないので、お店から店長の携帯に電話をしましたがつながらない状態でした。そのため、お昼過ぎにマネージャーに電話しました。」と述べている。また、請求人も、「通常の出勤時間は午前〇時〇分から遅くても〇時ぐらいでまちまちです。」と述べており、そうすると、被災者は通常、最寄り駅であるE駅発午前〇時〇分の電車に乗り、午前〇時〇分にG駅で降車し、午前〇時〇分頃に事業場に到着し、時に、E駅発午前〇時〇分の電車に乗り、午前〇時〇分にG駅で降車し、午前〇時〇分前後に事業場に到着していたものと推認される。被災者のタイムカードによると、被災者は、午前〇時〇分を過ぎて出勤していた日が、平成〇年〇月に〇日間、平成〇年〇月に〇日間認められ、本件事故発生日の〇日前である同月〇日も午前〇時〇分に出勤していたことが認められる。
- (5) これらの関係者の申述及び被災者の出勤状況から判断すると、被災者は、当日、殊更に急いで出勤しなければならないという特段の事情も認められず、E駅発午前〇時〇分の電車には乗り遅れたものの、そのまま、〇分間待って午前〇時〇分の電車に乗れば、午前〇時〇分頃には、事業場に到着していたものと認められる。したがって、被災者が、次の電車を待つことなく、E駅を離れ、遮断機が降りて警報器が鳴る踏切内に進行した行為に合理的理由は認められず、被災者は、その時点において通勤経路を逸脱しており、その後は通勤と認める

ことができない。

- (6) 再審査請求代理人（以下「請求代理人」という。）及び再審査請求復代理人（以下「復代理人」という。）は、被災者が、遮断機が降りて警報器が鳴る踏切内に進行した理由について、電車に乗り遅れ、請求人に車で事業場まで送ってもらうために自宅に戻ろうとした旨主張している。

この点、請求人は、これまでも月に数回程度、被災者が遅刻しそうになった時には事業場まで車で送ったことがある旨述べているが、被災者の出勤状況からみると、被災者は、必ずしも、毎日、午前〇時〇分までに事業場に出勤していたものではなく、次の午前〇時〇分発の電車に乗れば、午前〇時〇分頃には、事業場に到着していたと考えられ、仮に、請求人に車で送ってもらうために、自宅に戻ろうとしていたとしても、F鉄道が通過するのを待ってから、踏切を渡って自宅に戻り、車で事業場に向かえば、午前〇時〇分より前に事業場に到着したはずであり、殊更に急いで遮断機が降り警報器が鳴っている踏切内に進行しなければならない合理的理由は認められない。

請求代理人は、被災者が忘れ物を取りに自宅に戻ろうとしていたとも主張しているが、請求人は、「特に忘れ物に思い当たる節はありません。」、「被災者の部屋には仕事のファイルは残っていました。ただ、それを当日使用する予定であったかどうかはわかりません。」と述べており、当該主張に根拠は認められない。

- (7) また、請求代理人及び復代理人は、被災者が、警報器が鳴り、遮断機が降りている線路内に進行したことは、重大な過失として、労災保険法第12条の2の2第2項に定める支給制限において考慮される問題であり、経路の合理性に影響を与えないことから、本件は通勤災害であると主張している。

この点、被災者の踏切内での行動について、踏切内に設置の防犯カメラの写真撮影報告書要旨、請求代理人提出の踏切内に設置の防犯カメラ映像及び審査請求実地調査書をみると、被災者は、遮断機が降りて、警報器が鳴っている踏切内で、走り抜けることなく、見通しの良い直線の線路手前で〇秒間立ち止まった後に、走行してくる列車が目視でき、警笛が鳴らされた状況下において、列車通過〇秒前に線路上に進行し、約〇秒間立ち止まっていたことが認められる。これらの被災者の行為については、重大な過失による支給制限を議論するまでもなく、およそ、一般に労働者が用いるものと認められる合理的経路及び

方法とはいえず、当該行為によって発生した本件事故並びに被災者の死亡は、通勤に通常伴う危険が具体化したものとは認められないことから、請求代理人及び復代理人の主張を採用することはできない。

(8) したがって、被災者が通勤経路の途中で引き返して、遮断機が降りて警報器が鳴る踏切内に進行した行為は、労災保険法第7条に規定する合理的経路及び方法による通勤とは認められず、当該行為によって発生した本件事故による被災者の死亡は、通勤に起因したものとは認められないと判断する。

(9) なお、請求人、請求代理人及び復代理人のそのほかの主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 以上のおりであるので、被災者の死亡は通勤によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした遺族給付及び葬祭給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって、主文のおり裁決する。